



**障がい福祉課に
手話通訳者を
配置しています**

月曜日 午前9時～正午
木曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
※上記以外の曜日のご利用につき
ましては、お問い合わせください。

問合先 障がい福祉課
☎485・5980 FAX444・1074

✉ ishisotsu@city.ama.lg.jp




子育て応援！ファミリー・サポート・センター依頼会員を募集します！

子育てのお手伝い(お子さんの送迎・一時預かり)をしてほしい方、地域の方にお願ひしてみませんか？

登録説明会日時

日時 ①4月19日(土)②4月23日(水)

午前10時～11時30分

場所 ①大治町総合福祉センター

②あま市七宝公民館

対象 生後4か月から小学校6年生までのお子さんがあるあま市、または大治町内在住、または在勤の方

※妊婦さん、または生後4か月未満のお子さんをお持ちの方も仮登録可能。事務局へお問い合わせください。

※登録説明会への参加が必要です。都合がつかない場合は事務局へお電話ください。

定員 12人

申込 説明会の3日前までに電話、またはメール

※説明会の無料託児有り(4か月から未就学児まで、要予約、定員あり)

託児ご利用を希望の方は開催日8日前までに申込みが必要

「メール申込」件名「説明会申込み」本文に「氏名、電話番号、参加日、託児の有無(有は名前・よみがな・生年月日)」を記入して

ama-harufamisapoc@ci
overnet.ne.jpまで送信して
ください。

問合先 あまの子はる(子ふあみやば
センター事務局(七宝公民館 1
階)※日・月・祝日休み

☎46220150

**令和7年4月分から児童扶養手当
額が変更となりました**

全部支給(月額)

児童一人の場合
45,500円→46,690円

二子以降加算
10,750円→11,030円

一部支給(月額)

児童一人の場合
45,490円→10,740円

二子以降加算
↓46,680円→11,010円

三子以降加算
10,740円→5,380円

↓11,020円→5,520円

問合先 子ども福祉課

☎44433173

☎44432571

募集



パートタイム会計年度任用職員(放課後児童支援員・補助員)募集

業務内容 児童クラブ運営業務

勤務地 市立放課後児童クラブ実施施設15か所

勤務時間 午後2時30分頃～7時

※土曜日、学校休業日等は午前7時30分～午後7時(うち6時間程度・交代制)、週3～4日

応募資格 放課後児童支援員認定資格、保育士、幼稚園・小中学校教諭、社会福祉士の資格を有する方、補助員については特になし

賃金 市の規定に基づき支給

※通勤手当は距離に応じて支給

提出書類 履歴書(写真貼付)、資格証の写し

※書類提出後、面接のうえ決定します。

問合先 七宝地区 七宝児童館

☎FAX4422550

美和地区 美和児童館

☎FAX4435454

甚目寺地区 甚目寺北児童館

☎4451367

FAX4450346

保育園会計年度任用職員(保育士・看護師)募集

保育士

勤務時間 ①午前7時30分～午後7時(うち7時間以内勤務、休憩1時間有)、週3～5日(月～土曜日)
短時間 ②午前10時～午後2時頃、週3～5日(月～金曜日)

応募資格 保育士資格を有する方

看護師

勤務時間 午前8時～午後4時30分(うち7時間以内勤務、休憩1時間有)、週3～5日(月～土曜日)

応募資格 看護師免許を有する方

共通事項

業務内容 保育補助業務

賃金 市の規定に基づき支給

通勤手当 は距離に応じて支給

勤務地 市立保育園(9園のいずれか)

か)

提出書類 履歴書(写真貼付)、資格の写し

の写し

※後日依頼の時に健康診断書

※書類提出後、面接のうえ決定します。

問合せ・提出先 保育課

☎4455・5988

FAX 4433・2571

戸籍・届出



転出届はマイナポータルからオンラインで提出できます

引越す際に手続きが必要な転出届は、マイナポータルからオンラインでも届出が可能です。このサービスを利用する方は、転出にあたり来庁での転出届の提出が原則不要となります。

電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内での引越しをする方がご利用いただけます。ご自身単身での引越しの他、ご自身と同一世帯員、ご自身以外の世帯員の方の引越しでも利用可能です。詳しくは、デジタル庁ウェブサイトをご覧ください。

※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、別途、転入先市区町村の窓口で転入届等の手続きが必要です。

※転出に伴い必要な手続きについては、各担当課にお問い合わせください。

※デジタル庁ウェブサイト(政策ページ)

https://www.digital.go.jp/policies/moving_onestop_service/

https://www.digital.go.jp/policies/moving_onestop_service/

https://www.digital.go.jp/policies/moving_onestop_service/



問合せ 市民課

☎4443・3167

FAX 4433・3555

税



固定資産の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

地方税法第416条の規定により、令和7年度の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行います。

縦覧期間 4月1日(火)から6月2日(月)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土・日曜・祝日を除く)

縦覧できる方 市内に土地、家屋を所有する方で固定資産税の納税者(土地、家屋の所有者であっても、固定資産税が課税されていない方は、縦覧ができません)

必要なもの 本人確認書類、委任状(本人・同一世帯以外の方や法人の場合)

必要なもの

※本人確認書類とは、氏名・生年月日・住所が記載されたもので、マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・健康保険証などです。

縦覧場所 税務課

問合せ 税務課

☎4443・0509

FAX 4443・0509

☎4443・0509

FAX 4443・0509

FAX 4453・3856

軽自動車税納付確認システム(軽JNK^{システム}S)の小型二輪対応開始について

令和7年4月から、軽自動車税納付確認システム(軽JNK^{システム}S)で小型二輪の対応が開始されます。これにより、小型二輪においても車検を受けるときに必要であった車検用の納税証明書の提示が原則不要となります。

※使用の本拠地を異動させたばかりなど、これまでどおり車検用の納税証明書の提示が必要になる場合がありますので、詳しくは税務課までお問い合わせください。

問合せ 税務課

☎4443・0509

FAX 4453・3856

福祉



手当支給日のご案内

4月は、特別児童扶養手当・愛知県在宅重度障害者手当の支給月です。

各手当の振込み予定日は、次のとおりですのをご確認ください。

4月11日(金)

・特別児童扶養手当
4月25日給

・愛知県在宅重度障害者手当

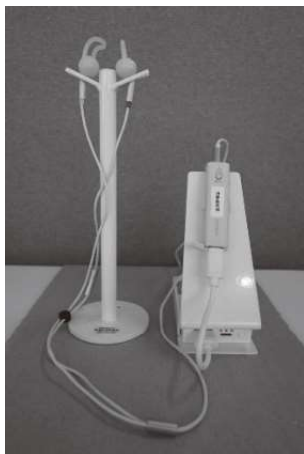
問合せ 障がい福祉課

☎48555980

FAX 4441074

■軟骨伝導イヤホンを用意しました。

耳が聞こえにくい高齢者の方などが、窓口で安心して相談や手続きができるよう、市民課、保険医療課、社会福祉課、障がい福祉課、高齢福祉課の窓口に軟骨伝導イヤホンを用意しました。



軟骨伝導イヤホンは、耳に軽く当たるだけで、相手の声はつきりと聞こえるようになり、一般的なイヤホンや骨伝導イヤホンと比べて耳の痛みや音漏れが少ないといった利点があります。

ご利用を希望される場合は、お気軽にお申し付けください。

問合せ 高齢福祉課

☎4443141
FAX 4432571

■令和7年度家族介護用品購入助成券交付事業について

在宅で要介護4、または要介護5の認定を受けている方の同一世帯の家族(市民税非課税世帯)に対して、介護用品(紙おむつ、尿とりパッド、使い捨て手袋、ウエットティッシュ、清拭剤、ドライシャンプー)の購入助成券を交付します。

申込 4月1日(火)から(閉庁日を除く)

詳しくは、高齢福祉課までお問い合わせください。

問合せ 高齢福祉課

☎4443141

FAX 4432571

■赤十字活動資金(社資)について

赤十字の事業は、地震や豪雨などの自然災害や大事故に見舞われた被災地での災害救護活動の実施、救急法をはじめとする講習会の開催など、人道的な使命に基づいた幅広いものです。こうした事業は、個人、区や町内会、法人の皆さまから寄せられる活動資金により支えられております。本年度もあま市地区として活動資

金を募り、こうした活動に協力してまいりますので、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

問合せ 日本赤十字社愛知県支部あま市地区事務局(社会福祉課内)

☎4443135

FAX 4441074

■保険・年金

■障害基礎年金制度のお知らせ

障害基礎年金は、病気やけがによって生活や仕事が制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

障がいの原因となった病気やけがについて初めて医師、または歯科医師の診療を受けた日(初診日)に「国民年金」に加入していた場合に請求できます。

なお、20歳前や60歳以上65歳未満(年金制度に加入していない期間)で、日本国内に住んでいる間に初診日がある場合も請求できます。

ただし、障害基礎年金の請求には、年金の納付状況等の条件が設けられている場合があります。また、障がいの程度によっては、請求しても受給できない場合があります。

請求の条件・方法等は請求される方によって異なるため、詳細についてはお問い合わせください。

問合せ 中村年金事務所

☎4537200

保険医療課

☎4443168

FAX 4433555

■産前産後期間の国民年金保険料の免除制度のお知らせ

国民年金第1号被保険者の方は、届出を行うことで、産前産後期間の国民年金保険料が免除(この期間は納付したものとみなされます。)となります。

免除期間は、出産予定日、または出産日の属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は、3か月前から6か月間)です。

なお、「出産」とは妊娠85日(4か月)以上の分娩をいい、早産、死産、流産及び人工妊娠中絶を含みます。

●対象者

「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方

●届出時期

出産予定日の6か月前から届出可能ですので、速やかに届出ください。

●必要なもの

- ① 出産をされた(予定を含む)方の基礎年金番号の分かるもの
- ② 母子健康手帳

※ただし、被保険者と子が別世帯の場合等は、出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類が必要です。

詳細についてはお問い合わせください。

問合せ先 中村年金事務所

☎45337200

保険医療課

☎4443168

FAX 4433555

国民年金保険料の学生納付特例申請手続きのお知らせ

国民年金の第1号被保険者である学生で、国民年金保険料を納付することが困難な場合、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

納付特例承認期間は年金額には反映されませんが、障害基礎年金や遺族基礎年金を請求する場合は、資格期間の対象となります(10年以内に追納すると年金額に反映されます)。

令和6年度に申請された方で、今後も在学予定期間がある方には、日本文学機構から申請書(はがき形式)

が送付されます。引き続き学生納付特例を希望される方は、必要事項を記入し、投函してください。

●対象者

前年の所得が128万円以下(扶養親族がいらない場合)である20歳以上の学生

●必要なもの

- ① 基礎年金番号の分かるもの
- ② 学生証(有効期限が令和8年3月末であるもの)または在学証明書(発行日が令和7年4月1日以降のもの)

※学生証表・裏はコピー可

詳細についてはお問い合わせください。

問合せ先 中村年金事務所

☎45337200

保険医療課

☎4443168

FAX 4433555

環境・衛生



4月第4土曜は、あま市530(ゴミゼロ)運動の日

ごみを捨てるよりも先に、ごみを出さない習慣を身に付け、自身のごみは、自身で持ち帰る(マイごみ、セルフごみ)

み)。

『フーモアポイ捨て』を合言葉に、清潔で美しい街の実現を目指した運動です。

本年度の4月26日(土)開催に連動し、市内在住、在勤の皆さんも、各自の530(ゴミゼロ)運動を展開していきましょう。

主催 あま市530(ゴミゼロ)運動

推進連絡会

問合せ先 環境衛生課

☎4443132

FAX 4453856

「ごみ出しのルールを守りましょう」

「集積所のごみがガラスに荒らされている。」「ごみが不法投棄されている。」などの問い合わせが多数寄せられています。その原因の多くが収集日時外や、指定外の袋でごみを出されることによります。

ごみは、指定の日時、袋、場所、分別のルールを守って出してください。

問合せ先 環境衛生課

☎4443132

FAX 4453856

防犯

春の安全なまちづくり県民運動

4月15日(火)～24日(木)

運動の趣旨

この運動は、県民一人ひとりが防犯意識を高め、県民総ぐるみの安全なまちづくり活動を広く県民運動として推進し、犯罪を起さない環境づくりに取り組むことにより、安全に安心して暮らせる社会の実現を目指します。

運動の重点

- 特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害防止
- 侵入盗の被害防止
- 自動車盗の被害防止
- 子供と女性の犯罪被害防止

問合せ先 危機管理課

☎4440862

FAX 4418330

特殊詐欺対策機器の購入費用の一部を補助します

【受付期限】

4月1日以降に購入され、購入から2か月以内または令和8年1月31日のどちらか早い日までに申請してください。

※予算がなくなり次第終了します。

【対象者】

- ・高齢者のみで構成されている世帯の構成員
- ・日中に住居に高齢者のみとなることが常態である世帯の高齢者

※高齢者とは、令和8年3月31日時点で満年齢65歳以上の方

※同一世帯で既に補助金の交付を受けたことがある方は申請できません。

【対象機器】

- ・迷惑電話を発信する番号を登録することで、その番号からの着信を自動で判別し、警報を表示し、自動的に着信を切断する機能を有する機器

・自動で発信者に対し録音を行う旨の応答をし、録音を行う機能を有する通信装置

【補助金額】

購入及び設置に要する費用の2分の1の額で6,000円を限度とする。
※100円未満切り捨て

【必要書類】

- ・補助金交付申請書兼請求書
- ・危機管理課窓口、市公式ウェブサイトのダウンロード
- ・支払いが完了したことが分かる領収書の写し
- ・機器の規格が分かるパンフレット、

説明書等

・振込先の通帳の写し(振込先は申請者に限る)

問合先 危機管理課

☎444・0862
FAX 441・8330

あま市月別窃盗犯発生状況(暫定値)

手口	令和7年1月中 認知件数	前月比
侵入盗 (空き巣など)	5件	+1件
乗物盗 (自動車盗など)	21件	+2件
非侵入盗 (車上ねらいなど)	17件	△2件
計	43件	+1件

問合先 危機管理課
☎444・0862 FAX441・8330

防災

住宅防火訪問について

海部東部消防組合では、あま市及び大治町の住宅火災による死者ゼロを目指すため、一人暮らしの65歳以上の世帯を対象に高齢者住宅防火訪問を本年も実施します。

住宅火災による死者のうち、約7割が65歳以上の高齢者です。そのため、火災を早期に見出し、避難するため

の住宅用火災警報器設置の普及推進、住まいの安全チェック表に基づく防火指導を行います。

訪問に際しては消防職員が身分証明証を提示し、実施させていただきます。

問合先 海部東部消防組合消防本部

☎442・1605
FAX 442・1220

防火課
shoubou@amatobu-119.jp

消防指令の共同運用について

令和7年4月1日から、消防指令の共同運用が開始され、指令センターが統合されることとなりました。

そのため、119番通報を「海部地方消防指令センター」から「名古屋市防災指令センター」で受け付けることとなります。

119番通報の仕方は今までと変わりはありません。今まで通りあま市からの通報であることに加え、可能な限り詳細な住所をお伝えいただくようお願いいたします。

問合先 海部東部消防組合消防本部

☎442・1605
FAX 442・1220

防火課



交通安全

春の全国交通安全運動

4月6日(日)～15日(火)

「県内一斉大監視」4月10日(木)

午前7時～9時

スローガン

◆ストップ・ザ 交通事故

～高めのようモラル 守るうルール～

サブスローガン

◆実践しよう 交通安全スリールS運動

運動重点

○こどもと高齢者の交通事故防止

○歩行者・自転車・特定小型原動機付

自転車の交通事故防止

○交通ルールと運転モラルの遵守

○悪質・危険な運転の根絶

○後部座席を含むシートベルト全席

着用の徹底

広報重点

★運転者へ「ただいまと 今日もわが

家に 咲く笑顔」

★歩行者へ「スマホより 命の安全み

ぎひだり」

★自転車利用者へ「自転車は 大人

もこどもも ヘルメット」

問合せ 土木課

☎441・7113

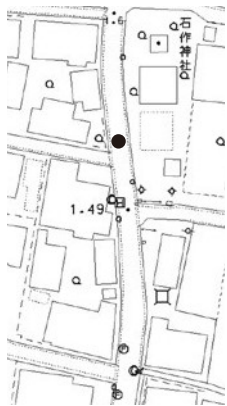
FAX 441・8387

事故の起こりやすい場所～守って安全・知って安心～Vol.105

名称 石作神社付近
場所 石作郷

多くの児童が通る通学路が、抜け道になっている。石作神社横を南北方向に走る道路は、一車線の生活道路。朝は多くの児童が一列になつて通るが、一列にならざるを得ないのは、ここが幹線道路の抜け道になっているため。相当な長さの列になるから「走りにくい」とドライバーが怒るが、ここは通学路である。道路には路側帯が設けられているが、両側に電柱があるため、児童たちは車道側に膨らんでしまつ。その脇は自動車スピードも落とさずに通り、さらに交差する小路は塀に隠れて見にくい。そこから中学生の自転車でも飛び出てきたら！ブレーキが間に合わなかつたら！大変なことになる。

〔市公式ウェブサイトに掲載ヒヤリハット・あーマップから抜粋〕



(危険と感じる場所や体験等の情報を募集しております)

問合せ 土木課

☎441・7113

FAX 441・8387

令和7年中 交通事故死亡者数

地域	死者数
愛知県	7人
津島警察署管内	0人
あま市	0人

令和7年1月末現在

問合せ 土木課

☎441・7113 FAX441・8387

その他



100歳で歯が20本以上

10020達成おめでとうござい

ます

1月20日(月)に伊福在住の菱田^{ひした}うめ子さんを、市長と海部歯科医師会長及びあま市歯科医師連絡協議会代表が訪問し、10020表彰の受賞者として賞状、記念品を贈呈しました。菱田さんは大正14年生まれの100歳で、ご自分の歯は23本あり、何でも大体の物は食べることが出来ます。食器の片付けや、洗濯物の片付けを自身で楽しみながらされています。



これからも健やかに充実した毎日を送られますよう心からお祈りいたします。

また、令和6年度の9020表彰は8人、8020表彰は63人でした。おめでとうございます。

問合せ 健康推進課

☎443・0005

FAX 443・5461